

令和1年10月1日改正

登園許可証（医師記入）

小規模保育園 なないろ

園児名 _____

疾患名 該当欄に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経 過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5 日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
結 核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による 治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（ベロ毒素を産生する大腸菌 0157,026,0111 等）	症状が治まり、連続 2 回の検便によって菌の陰性 が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患は、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドライン(厚生 労働省 2018 年改訂)に基づき、医師の許可を頂いてからの登園となります。

保育園長 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので

令和 年 月 日 から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

印又はサイン